別紙 1 行動指針 (ver. 3) R02.09.07 入構許可の条件と活動 申請方法 授業等 キャンパス内行動・範囲 学部生(学部生・学部研究生)・大学 事前に学科長,学部長に申請、許可 十分な感染防止措置につい 生(大学院生・博士研究員・寄付研究 会議・会合・イベント 学部生の課外活動 教員の出張 事務窓口 を得る。当日の申請は「緊急の場合 大学院生・博士研究員・寄付研究 ては「感染防止措置要領」で 教員 学部生・学部研究生 門研究員・大学院研究生)に対する授業 部門研究員・大学院研究生 (機器の故障など)」を除き認め (講義、演習、実験実習) および連絡 確認 ず、必ず教員を通して行う。 |入構禁止。在宅での学習・研究活動を行 | |必要最小限の人数と滞在時間とし、目的外 | ● 遠隔授業と遠隔による綿密な連絡・指導の ● 遠隔のみ。 入構禁止。在宅での教育・研究活動を行 入構禁止。在宅での学習・研究活動を行 研究室ごとに、1週間分の入構申請を、前 ● 認めない。 ● 出張は認めない。 ● 行なわない。 の場所への立ち寄りや活動、食事は認めな 週の木曜日までに学科長に提出し、その う。ただし、動植物の維持管理など研究資 ┃う。ただし、動植物の維持管理など研究資 う。ただし、研究室に大学院生が所属して みを行う。 【源維持管理のための最低限の入構を、学部 【源の維持のため最低限の入構を、指導教員 いないなど、特別の事情があると教員が判 金曜日までに学部長に申請、許可を得 ● 学内(キャンパス、農場など)あるいは学 長への申請により許可することができる。 |を通した申請により許可することができ 断した場合のみ、動植物の維持管理など研 外での学部生あるいは大学院生に対するす ■申請時の条件(内容や滞在時間など)以外 る。申請時の条件(内容や滞在時間など) 究資源の維持のため最低限の入構を、指導 べての対面による教育活動は行わない。 の活動(実験など)は行わない。 以外の活動は行わない。 教員を通した申請により許可することがで きる。申請時の条件(内容や滞在時間な ど) 以外の活動は行わない。 十分な感染防止措置をとることを前提に、 ● 遠隔授業と遠隔による綿密な連絡・指導の ● 緊急事態宣言対象地域を出入りする出張は ● 遠隔を強く推奨するが、十分な感染防止措 入構禁止。在宅での学習・研究活動を行 入構禁止。在宅での学習・研究活動を行 |研究室への同時立ち入りは1教員/研究室と |研究室ごとに、1週間分の入構申請を、前 質の高い遠隔授業の準備を目的とする短時 禁止とする。 置をとることを前提に、遠隔と対面を組み う。ただし、動植物の維持管理など研究資 う。ただし、研究室に大学院生が所属して ノ、研究資源の管理者と合わせて4名以下/ │週の木曜日までに学科長に提出し、その みを行う。 ■間の立ち入りを申請により許可することが 源の維持のため最低限の入構を、指導教員 | 研究室とする。行動範囲は研究資源の管理 | 後、金曜日までに学部長に申請、許可を得 ● 学内(キャンパス、農場など)あるいは学 ● 緊急事態宣言が解除された感染拡大注意対 合わせて本学教職員による小規模な会議・ いないなど、特別の事情があると教員が判 |できる。申請時の条件(内容や滞在時間な ||を通した申請により許可することができ |断した場合のみ、動植物の維持管理など研 ||者は目的の管理場所のみとし、教員は授業 ||る 外での学部生あるいは大学院生に対するす 象地域を出入りする出張は、禁止とする。 会合(飲食不可)を行うことができる。 る。申請時の条件(内容や滞在時間など) ど)以外の活動(実験など)は行わない。 |究資源の維持のため最低限の入構を、指導 ||準備のための研究室、コピー等作業室、学 ● 上記以外であっても、不要不急の出張は宿 べての対面による教育活動は行わない。 以外の活動は行わない。 教員を通した申請により許可することがで │部事務室での郵便受取、洗面所等などに限 ● ただし、資格取得のための学外における個 泊の有無を問わず認められない。 きる。申請時の条件(内容や滞在時間な 定する。平日の10時から17時の間とする。 別実習は申請により、許可することがある ● ただし、出張先からの要請が強く、オンラ ど) 以外の活動は行わない。 (担当教員→学科長→学部長)。 インでの業務や参加ができない場合かつ研 究継続あるいは業務上、所属長が必要と認 めた場合は申請(学長)により許可するこ とができる。 ● 学生ほかの同行は認めない。 十分な感染防止措置をとることを前提に、 十分な感染防止措置をとることを前提に、 入構禁止。在宅での学習・研究活動を行 | 研究室への同時立ち入りは教員、院生、研 | 研究室ごとに、1週間分の入構申請を、前 ┃● 遠隔授業と遠隔による綿密な連絡・指導を ● 緊急事態宣言が解除された感染拡大注意対 ● 遠隔を強く推奨するが、十分な感染防止措 ● 原則行なわない。 ■質の高い遠隔授業準備に加えて、大学院博 ■博士後期課程最終年度院生・博士研究員・ う。ただし、研究室に大学院生が所属して 【究員を合わせて5名/研究室以内とする。行 【週の木曜日までに学科長に提出し、その 』 強く推奨する。 象地域を出入りする出張は、禁止とする。 置をとることを前提に、遠隔と対面を組み ┃士後期課程最終年度院生・博士研究員・寄 ┃寄付研究部門研究員のみ、指導教員の申請 ● ただし、入構が認められた大学院生の研究 ● 上記以外であっても、不要不急の出張は宿 合わせて本学教職員による会議・会合(飲 ┃いないなど、特別の事情があると教員が判 ┃動範囲は研究資源の管理者は管理場所のみ ┃後、金曜日までに学部長に申請、許可を得 付研究部門研究員の研究指導を目的とする により許可することができる。行動範囲や |断した場合のみ、動植物の維持管理など研 |とし、教員および実験のために入構する院 | (実験) 指導を学内で行うことができる。 泊の有無を問わず認められない。 食不可)を行うことができる。 |立ち入りを、申請により許可することがで ||入構時間などは教員に準じる。申請時の条 | 究資源の維持のため最低限の入構を、指導 | 生と研究員は原則として研究室のフロアを ● 申請により学外者の入構と参加を認めるこ また、資格取得のための学外における個別 ● ただし、出張先からの要請が強く、オンラ 件(内容や滞在時間など)以外の活動は行 ▋きる。申請時の条件(内容や滞在時間な ■教員を通した申請により許可することがで | 中心とし、目的外の場所への立ち寄りをし ● 実習は申請により、許可することがある インでの業務や参加ができない場合は、十 とができる(飲食不可、主催者→学部長な ど) 以外の活動は行わない。 きる。申請時の条件(内容や滞在時間な ない。入構は原則として平日の10時から18 分な感染防止措置をとることを前提に、宿 わない。 (担当教員→学科長→学部長)。 ど)以外の活動は行わない。 時の間とする。 ● それ以外の学部生あるいは大学院生に対す 泊を伴わない出張(外出)を行うことがで ※6月17日より事前の「入構申請」は必 るすべての対面による教育活動は行わな 要としないことになりました。 また、研究継続あるいは業務上、所属長が 必要と認めた場合は申請(学部長)により 宿泊を伴う出張を許可することができる。 ● 入構を認められている大学院生の同行は極 力避けるが、やむを得ない場合は申請(担 当教員→学科長・専攻主任→学部長→委員 長)によりこれを認めることができる。 ┃十分な感染防止措置をとることを ┃十分な感染防止措置をとることを ┃入構禁止。在宅での学習・研究活 ┃十分な感染防止措置(別紙参照)をとる ┃研究室ごとに、1週間分の入構申 ● 十分な感染防止措置をとること、 ● 十分な感染防止措置をとることを |● 遠隔授業を推奨するが、十分な感 ● 原則認めない。 ● 遠隔を推奨するが、十分な感染防 |ことを前提に、以下の2段階で順次認め| 【前提に、遠隔授業準備に加え、研 ┃前提に、博士後期課程、博士前期 ┃動を行う。ただし、研究室に大学 |請を、前週の木曜日までに学科長 染防止措置をとることを前提に、 ● ただし、学外における活動で、感 出張先の了解(受入許諾)を取る 止措置をとることを前提に、遠隔 前提に窓口業務を行う。 と対面を組み合わせてあるいは対 ことを前提に、出張を認める。 【究、さらに、大学院生・博士研究 【課程(修士)・博士研究員・寄付 【院生が所属していないなど、特別 に提出し、その後、金曜日までに 大学院生に対する研究(実験な 染防止措置が確実に取れる場合 ┃員・寄付研究部門研究員の研究指 ┃研究部門研究員および大学院研究 ┃の事情があると教員が判断した場 学部長に申請、許可を得る。 ど)指導を行うとともに、申請に は、申請(学生部長)により許可 |● 大学院生の同行は極力避けるが、 面のみでの会議・会合を行うこと 合のみ、動植物の維持管理など研 することができる。 ができる。 |導を目的とする立ち入りを、申請 ||生のみ、指導教員の申請により、 より、宿泊をともなう調査などを やむを得ない場合は申請(担当教 研究室への同時立ち入りは10名/研究室 | 究資源の維持のため最低限の入構 | とする。入構は原則として平日の9時か 【により許可する。申請時の条件 |研究、さらに教育の補助を目的に 学内外で実施することができる ● その際は、保護者の了解を得る。 員→学科長・専攻主任→学部長→ ● 少人数の学外者の入構と出席を行 (内容や滞在時間など)以外の活 │入構を許可する。行動範囲や入構 │を、指導教員を通した申請により うことができる。 ら18時の間とする。 (担当教員→学科長・専攻主任→ |● 監督者は必ず同行する。 委員長) によりこれを認めること 動は行わない。 時間などは教員に準じる。申請時 計可することができる。申請時の 学部長→委員長)。 ができる。 条件(内容や滞在時間など)以外 の条件(内容や滞在時間など)以 ● 学部生に対するすべての対面によ ● 学部生の同行はできない。 研究室への同時立ち入り者数の制限をな |※6月17日より事前の「入構申 |外の活動は行わない。 の活動は行わない。 る教育活動は行わない。 くす。入構は原則として平日の8時から ▋請」は必要としないことになりま 20時の間とする。 した。 ただし、必要やむを得ない事情がある場 合は、申請(担当教員→学科長・専攻主 任→学部長→委員長)により博士後期課 |程3年生に限り許可することができる。 \bullet 1 -(1) $\bullet 1 - (1)$ $\bullet 1 - (1)$ $\bullet 1 - (1)$ 遠隔授業を推奨するが、十分な感 ● 感染防止措置が確実に取れること ● 十分な感染防止措置をとることを ┃● 遠隔を推奨するが、十分な感染防 ● 十分な感染防止措置をとることを 十分な感染防止措置(別紙参照)をとる 研究室ごとに、1週間分の入構申 前提に窓口業務を行う。 ┃十分な感染防止措置をとることを ┃十分な感染防止措置をとることを ┃十分な感染防止措置をとることを 染防止措置をとることを前提に、 が確認された団体の構内での活動 前提に、出張を認める。 止措置をとることを前提に、遠隔 ことを前提に、入構できる人数、時間 請を、前週の木曜日までに学科長 以下の2段階で順次認める。 ● 大学院生および学部生を同行する と対面を組み合わせてあるいは対 |前提に、入構を許可し、教育およ |前提に、博士後期課程、博士前期 | ┃前提として、指導教員の申請によ は認め、所属する学生の入構を認 、曜日を緩和するが、研究室への同時 ┃び研究活動、院生、研究員、卒業 ┃課程(修士)・博士研究員・寄付 ┃り卒業年次生および学部研究生の ことができる。 面のみでの会議・会合を行うこと に提出し、その後、金曜日までに める。 立ち入りは30名/研究室とする。卒業年 次生以外の学生の入構許可を含め入構条 学部長に申請、許可を得る。 |年次生の研究指導を実施すること | 研究部門研究員および大学院研究 | 研究活動を実施することができ 1 - (1)ができる。 ができる。 生のみ、指導教員の申請により、 る。その他の学部生の活動につい 大学院生および卒業年次生に対す ● 不特定多数の学外者が参加するあ 件は別途指示する。 ただし、以下の学科(大学院生が未在 研究、さらに教育の補助を目的に 【ては、別途指示する。 る実験、宿泊をともなう調査など るいは大規模の会合は申請(主催 籍)の研究室への同時立ち入りは、10人 入構を許可する。行動範囲や入構 を開始することができる。 者一学科長など)により認めるこ '研究室とし3密対策の徹底を確認しつ 時間などは教員に準じる。申請時 とができる。 つ徐々に緩和(最終 30人/研究室)す の条件(内容や滞在時間など)以 外の活動は行わない。 · 分子生命化学科 1 - 2 分子微生物学科 学部生に対し、担当教員の指示、 地域創成科学科 国際食農科学科 感染防止に対する取り組みなどの lacktriangle 1 -(2)1 - (2)計画・実施を前提に、宿泊を伴う 十分な感染防止措置(別紙基本方針・ガ 入構申請は行わない。ただし学生 │十分な感染防止措置をとることを │十分な感染防止措置をとることを │十分な感染防止措置をとることを 調査などを開始することができ イドライン参照)をとることを前提に、 │前提に入構を許可し、全ての教育 │前提に入構を許可し、指導教員と │前提に、原則として履修登録した 証提示による入退構の確認及び入 入構に関する制限は設けないこととす |構時の検温チェックを行う。 **│研究活動及び学生指導を実施する │の綿密な打合せのもとで、教育研 │対面授業のある指定された登校日** 全ての大学院生・学部生に対し宿 る。なお、今後各研究室においては、自 に限って入構を許可し、教育研究 ことができる。 究活動を行うことができる。 泊を伴う学内外の実験実習及び一 |主的、主体的に「3密回避対策」を講じ 活動を行うことができる。 般講義を「対面授業」または「遠 て感染防止に努めるものとする。 学部3年生に対しては、指導教員と 隔授業との併用」で行うことがで の綿密な打合せのもとで、履修登 きる。 録した対面授業のある指定された 登校日に限り、教育研究活動を行 うことができる。